

お知らせ

生活衛生関係事務に係る手続の窓口が変わります

三原市



広島県東部保健所

旅館業、理容業等の生活衛生関係事務に係る手続の窓口が令和8年4月1日（水）から次のとおり変わります。お間違えのないようにお願いします。

【窓口】：【広島県東部保健所】

電 話：0848-25-2011 （代表）

住 所：尾道市古浜町26-12 尾道庁舎 3階

受付時間：祝日・年末年始を除く月曜から金曜 8時30分から17時15分

【上記管轄区域】

三原市、尾道市、世羅町

【法律名】

理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、
興行場法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

【時期】

令和8年4月1日

※クリーニング師試験、クリーニング師免許の受付窓口はこれまでどおり市町又は県庁食品生活衛生課です。

令和8年3月31日まで

【三原市 生活環境課】

電 話：0848-67-6178（直通）

住 所：三原市港町三丁目5番1号

受付時間：平日8時30分から17時15分